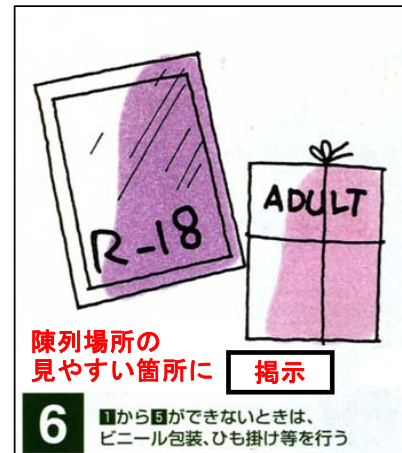
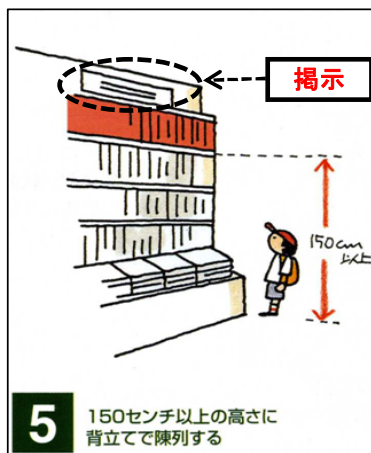
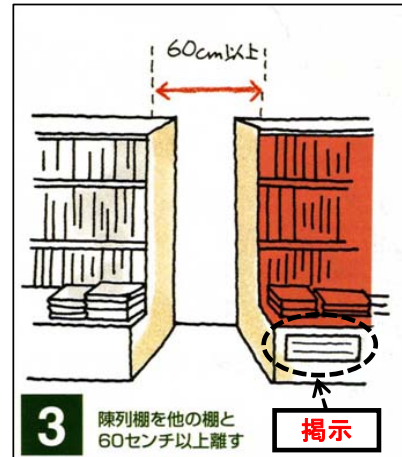
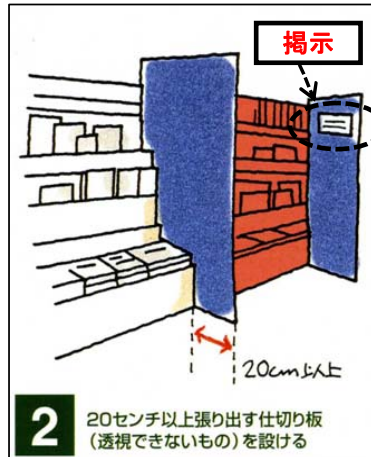


区分陳列の方法

[福島県青少年健全育成条例第18条第4項、同施行規則第2条の2]

図書類の販売又は貸付け等を業とする者は、次のいずれかの方法により、有害図書類を他の図書類と区分するとともに、これを従業員が容易に監視できる店内の一定の場所にまとめて陳列しなければなりません。いずれの方法によるかは、それぞれの店舗において最適な方法を選択することになります。 **(併せて「掲示」も必要です)**



上の **1** ~ **6** いずれかの方法で「区分陳列」とともに、陳列場所の見やすい箇所に、下記の例のように**青少年が有害図書類を購入し、借り受け、閲覧し又は視聴することができない旨を「掲示」**しなければなりません。

「掲示」の一例

福島県青少年健全育成条例により、
満18歳未満の方の（ ）
をお断りいたします。

（ ）内には、購入、借受け、閲覧又は視聴など、該当する言葉を入れてください。

書店等の図書類取扱業者が、上記の方法により適切に区分陳列及び掲示をしていない場合、知事は、その有害図書類の陳列方法を改善し、又は掲示をすべきことを命ずることができます。

(同条例第18条第6項)

この命令に違反した場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(同条例第34条第4項第3号)